

株式会社I-ne 定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社 I - n e と称し、英文ではI-ne CO., LTD. と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 広告代理店業務
2. Web制作業務
3. インターネットシステムの企画、販売、マーケティング業務
4. インターネットに関するコンサルティング業務
5. 美容関連商品の企画、販売、卸
6. 食料品の製造、販売、卸
7. 医薬品、医療機器、医薬部外品、健康機器、美容機器、化粧品等の開発、製造及び販売
8. 飲食店の企画、経営及び管理
9. 衣料品、服飾雑貨等の企画、製造及び販売
10. 産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）、著作権、出版権、著作隣接権、その他知的財産権、その他無体財産権、キャラクター及びソフトウェアの取得、企画、販売、使用許諾並びに管理運用、コンサルティング業務
11. その他適法な一切の事業
12. 上記各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。

1. 取締役会
2. 監査等委員会

3. 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社が発行できる株式の総数は、2,640万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の株式の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款の他、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集及び招集権者)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故若しくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より2週間前までに、議決権を有する株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故若しくは支障があるときは、取締役会において予め定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- ② 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

(総会議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役1名を選定する。

- ② 代表取締役は当会社を代表する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長とな

る。

- ② 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

- ② 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決に加わることができない。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(議事録)

第27条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取

締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(取締役に対する報酬等)

第30条 取締役に対する報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、前項の招集手続きを経ることなく、監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがあるときのほか、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第38条 当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(電子提供措置等に関する経過措置)

第1条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

2020年8月11日 改定

2021年3月26日 改定

2022年3月25日 改定